

一般社団法人山形県病院薬剤師会 謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県病院薬剤師会(以下「本会」という。)における謝金等について必要な事項を定めるものである。

(謝金)

第2条 本会が主催する研修会等の場合には、原則として本会が全額(源泉所得税を含む)を負担する。但し、他団体との共催の場合は、謝金および旅費については別途負担割合を決定する。

第3条 謝金の対象、金額、区分については別表に定めるとおりとする。ただし、規定額の受領が不可能な場合は、所属施設等の規程によることとする。

第4条 この規程で定められていない事項について、理事会において認めた場合は、別段の謝金を払うことができる。

第5条 旅費は本会旅費規程によるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は理事会において行うことができる。

附則

この規程は、一般社団法人山形県病院薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

別表

| | 本会会員 | 非会員 | 非会員 (会長が講師の職種、役職等 を考慮のうえ決定) |
|------------|------|---------|-----------------------------------|
| 一般講演 | 0円 | 15,000円 | - |
| 特別講演・基調講演等 | 0円 | 30,000円 | 50,000円 (上限100,000円) |

講演1回当たりの基準額